

# 今後の横浜市の消費者行政の在り方 について

## － 提言 －

平成22（2010）年 3月

第7次横浜市消費生活審議会

## はじめに

平成 21（2009）年 9 月に消費者庁及び消費者委員会が創設された。消費者庁は、消費者に係る問題を一元的に担当し、関係行政の司令塔としての役割を持ち、消費者委員会は、独立して監視するという役割を持つ。

これらの設置にあたっては、地方消費者行政の在り方についても検討が行われ、消費者庁が今後取り組む主要なテーマとなっている。

横浜市は、昭和 40 年(1965 年)消費経済課を経済局（現経済観光局）に設置して消費者行政を開始した。昭和 49 年(1974 年) 7 月には、「横浜市消費者センター設置条例」を施行し、教育文化センターの地下を間借りして「横浜市消費者センター」が開所され消費者からの問い合わせ・相談の受け付けをはじめた。

運営は、消費者団体の代表及び一般市民（公募）で構成された運営協議会により行われた。

最初の消費者行政担当部署である東京都の「消費者行政担当課」が、設置されたのが昭和 36(1961)年、全国初の消費生活センターが兵庫県に設置されたのが昭和 40(1965)年、国民生活センター設置が昭和 45(1970)年であることから、全国的に見ても横浜市は、比較的早い時期から消費者行政に着手したと言える。

しかし、その後国が「消費者保護は地方の処理すべき事務」と位置づけ、消費者行政は地方自治体の自治事務となった。

その結果、昨今の地方の財政難の中で、地方では予算・人員とも年々削減されてきた。

このような地方消費者行政の危機の中、国の消費者行政一元化の流れを受けて、従来の事業者の目線から消費者・生活者のための目線へと国の消費者行政が転換することとなり、地方消費者行政もその在り方の見直しが必要であると考えられる。

そこで、平成 20(2008)年 10 月からはじまった第 7 次の消費生活審議会で「今後の横浜市の消費生活行政の在り方について」の専門部会（施策検討部会）を設置し、平成 21(2009)年 4 月より 6 回にわたり横浜市の消費生活行政の方向性を検討、審議し、今般、提言としてとりまとめた。

1	地方消費者行政の現状	p3
	(1) 消費者行政担当部署の状況	p3
	(2) 消費者被害救済の方法、実績	p3
	(3) 事業者指導の状況	p4
2	地方消費者行政の位置付けと課題	p5
	(1) 国、都道府県、市町村の法的位置付け	p5
	(2) 都道府県の課題	p6
	(3) 市町村の課題	p6
3	消費者庁設置による影響と課題	p7
	(1) 消費者庁設置関連3法について	p7
	(2) 地方消費者行政に対する影響	p8
	(3) 地方消費者行政における課題	p8
4	消費者庁設置後の地方消費者行政の方向性	p9
	(1) 都道府県の方向性について	p9
	(2) 市町村の方向性について	p9
5	横浜市における消費者行政の現状と課題	p10
	(1) 消費生活相談	p10
	(2) 消費者被害救済	p12
	(3) 事業者指導	p13
	(4) 消費者教育	p13
	(5) 消費生活推進員	p14
	(6) 消費生活総合センターの運営	p15
6	横浜市の消費者行政のあるべき姿	p16
	(1) 横浜市の推進すべき消費者行政の基本方針	p16
	(2) 横浜市の今後の消費者行政の姿	p17
資料	1 消費者行政における国、県、市の役割（平成21年度現在）	
資料	2 横浜市の消費者施策の現状	
資料	3 消費生活相談の流れ	
資料	4 消費者庁設置（消費者庁設置関連法成立）の影響について	
資料	5 審議経過	
資料	6 短期的提言	
資料	7 消費者安全法	
資料	8 第7次横浜市消費生活審議会委員名簿	

注：消費生活センターは、地域や年代により呼称が異なる。しかし、その目的及び機能は同一であることから、本提言では「消費者センター」「消費生活センター」「消費生活総合センター」等すべて「センター」と省略する。

## 1 地方消費者行政の現状

### (1) 消費者行政部署の状況

地方自治体における消費者行政は、消費生活相談を中心に行われているが、その窓口として多くの自治体には消費生活センター（以下「センター」）が設置されている。

センターは、平成20(2008)年4月1日現在586箇所（都道府県148箇所、政令指定都市20箇所、その他の市町村418箇所）設置されている。

すべての都道府県・政令市には少なくとも1箇所の消費生活センターが設置されているが、全国約1,700のその他の市町村には、センターが未設置である。

また、センター及び消費者行政担当部署に配置されている職員数は、平成14年度の13,664名をピークに減り続け、平成20年度8,478名となりピーク時の約60%にまで減少した。

さらに、予算についても減少してきている。平成18年度には都道府県全体の消費者行政関連予算が11,034百万円だったのが、平成20年度は10,922百万円（約1%減）。政令市全体では、18年度1,595百万円が20年度には1,416百万円（約11%の減）となっている。

しかし、その一方で消費生活相談件数はここ数年全国で100万件程度で推移しているが、将来大きく減少することは考えられない深刻な状況である。

### (2) 消費者被害救済の方法・実績

特に都市部を中心とした多くのセンターでは、寄せられた消費生活相談の90%以上が、苦情や問い合わせ等で、数回の電話による対応によって解決している。

苦情の中でも、消費者と事業者の間にセンターが入って解決する必要がある場合は、「あっせん」を行って多くの案件を解決している。

また、消費者と事業者の間にセンターが入って「あっせん」を行っても解決しない時や、広く紛争内容を周知することが社会的意義のある場

合などにおいては、苦情処理委員会等への「付託」が検討されることになる。多くのセンターにおいては、「付託」は数年に1度程度、都市によってはセンター設置後1度も行われていないところもある。

苦情処理委員会等は、都道府県及び政令市併せて年間60回以上開催（17年度65回うち政令市16回、18年度65回うち政令市8回、19年度60回うち政令市16回）されているが、付託事案件数は、都道府県及び政令市併せて年間10回前後（17年度10件うち政令市1件、18年度7件うち政令市0、19年度9件うち政令市3件）である。

多くの都市で苦情処理委員会等の開催数が、付託件数に比例（付託件数が0でも複数回委員会が開催されている場合）していないのは、苦情処理委員会等が付託案件を受けるだけでなく、消費者被害状況の年度報告会や他の案件（表示基準についてや苦情処理委員会の在り方検討など）を審議している場合があることによる。

### （3）事業者指導の状況

事業者指導については、都道府県と市町村ではその実施内容が大きく異なっている。

都道府県には、「特定商取引に関する法律（以下「特商法」）」等の消費者行政関連法令の権限が移譲されており、「業務停止」のような行政処分が可能であるのに対して、市町村では個別条例に基づく「指導（実施する際は「要望」「要請」と呼称するが多い）」「勧告」「公表」のみで、「業務停止」などの厳しい行政処分は実施できない。

都道府県は「特商法」に基づく厳しい行政処分と詳細な改善内容を指示するための条例による「勧告」を同時に実施することが多い。

また、市町村は法令による処分が必要な悪質性の高い事業者ではない者に対して、条例による指導（要望、要請）を行うことで、事業者に行行政処分される前に改善の機会を与えることができる。

地方における条例等に基づく事業者への指導・勧告は年間40件を超えている。（17年度46件うち政令市9件、18年度44件うち政令市9件、19年度53件うち政令市9件）また、事業者名を含む情報提供

[P3～P4のデータ：内閣府調査の「都道府県等の消費者行政の現況」を参照]

は年間30件前後である。(17年度31件うち政令市4件、18年度26件うち政令市2件、19年度31件うち政令市2件)

## 2 地方消費者行政の位置付けと課題

### (1) 国、都道府県、市町村の法的位置付け

国は、すべての消費者行政関連法令の制定・改正及びそれらの法令に基づく権限行使—行政処分(規制行政)ができる。

都道府県は、都道府県区域内の事業者に対する消費者行政関連法令(当該法令の約80%以上が国から権限移譲)に基づく行政処分(規制行政)と県条例に基づく事業者への指導(規制行政)並びに消費者に対する各種支援(支援行政)を行うことができる。

政令市を除く市町村では、消費者行政関連法令の権限が移譲されていないため、条例等で規定された支援策(支援行政)を実施し、法令違反の事業者については、原則都道府県に通報することとしている。

そして政令市においては、消費者行政関連法令の一部(約40%)の権限が移譲されているため、食品衛生関連等の一部の行政処分(規制行政)を実施するとともに、条例に基づく各種支援施策を行っている。

#### **【資料1 参照】**

つまり、消費者行政においては、国が最も強い処分権限を有しており、また同一都道府県区域内に限っては、都道府県もほぼ国と同じ程度の処分権限を持っている。

しかし、基礎自治体である市町村においては、法律に基づく処分権限は、(食品衛生関連及び一部県条例で権限を移譲されている場合を除く)ほとんどない。

このように、消費者行政においては、市町村は消費生活相談や消費者団体への支援等の支援行政を、都道府県にあつては、同一都道府県内に限定した規制行政と県条例に基づく支援行政を実施している。

そして、国では、単一の都道府県では対処できない複数の都道府県に渡って営業している事業者に対する行政処分等の規制行政を行うとともに、次々と新たな手法を生み出す悪質事業者に対処するために

法律の制定・改正を行っている。

## (2) 都道府県の課題

かつて、地方における消費者行政の担い手は、各都道府県及び政令市等であり小規模な市町村にあつては、それらの都市の支援に頼っていた傾向があり、現在もその影響が残っている。

しかし、最近の地方分権の大きな流れの中「基礎自治体への権限移譲の推進」が叫ばれ、大きく状況が変わろうとしている。

地方分権改革推進委員会の第1次勧告（平成20年5月）では、「生活・安全・産業振興分野」として「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」とされている中に「消費生活製品安全法」「家庭用品品質表示法」等の消費者行政関連法が盛り込まれており、その実施もそう遠くない時期と思われている。

このような状況の中、現在地方分権の推進を大きな政策の柱としている新政権が樹立され、この流れはますます加速すると考えられ、従来の形のまま消費者行政を行っていくことは難しくなると考えられる。

今後は、都道府県が権限を市町村に随時移譲して行くとともに、都道府県における消費者行政と市町村における消費者行政との役割分担について協議調整を図りながら都道府県が中心となって明確化していく必要があると考えられる。

また、現在進められている国の地方消費者行政活性化事業については、各都道府県に基金が設置され、それぞれの市町村へ基金が交付されて行くこととなるが、市町村によって消費者行政の水準が大きく異なることから、いかにして全体のレベルアップを図っていくかが現在の課題となっている。

## (3) 市町村の課題

市町村では、都道府県に匹敵する人口の政令市から極めて小さな町村までその規模・体制等が大きく異なり、その消費者行政についても多種多様となっている。

また、消費生活相談件数にあってもその違いは大きく、小規模の市町村の年間相談件数を政令市はわずか1日で超えてしまっている場合もある。

しかし、小規模な町村においてもその深刻度は、政令市のそれと変わらず、同様の適切な対応が必要である。

このように消費者行政の水準に大きな開きがある市町村では、それぞれの市町村の特性に応じた課題がある。

小規模な市町村では、専門の相談員がおらず職員が他の業務と兼務している場合が多く、いかにして体制を整えるかが大きな課題となる。

政令市等の大都市では、専門の相談員を多数配置して多くの相談に対処しているが、それでも複雑化高度化しながら増加していく新たな消費生活相談に充分対処しきれていないのが実態である。

このように、市町村においては、その規模の大小に因らずいかに消費者の相談に適格に対処できるか、その市町村にあった体制づくりが大きな課題と言える。

### 3 消費者庁設置による影響と課題

平成21(2009)年9月1日様々な経緯を経て「消費者庁」が設置された。同時に「消費者庁設置関連3法」及び「施行令」「施行規則」が施行され、国の消費者行政の一元化への道が踏み出された。

#### (1) 消費者庁関連3法について

従来、我が国の地方消費者行政については、消費者基本法の中で理念的に若干触れられていただけで、具体的な部分については規定されていなかった。

消費者庁設置と同時に新たに施行された、関連3法の一つである「消費者安全法」では、主に次の点が規定された。 **【資料4 参照】**

- ①消費者行政を国及び地方公共団体の責務と規定した。
- ②消費生活相談・あっせんを行うために都道府県における消費生活センターの設置が義務付けられた。(市町村は努力義務)
- ③政令で定められた重大事故、消費者事故については消費者庁への通

報が義務付けられた。(除外規定有り)

また、都道府県及びセンターを置く市町村では、必要な場合には、事業者には報告徴収・立入調査を行うことが国から委任されることになった。

## (2) 地方消費者行政に対する影響

消費者安全法ではじめて、地方のセンターが法律上明文化され、都道府県には設置義務が、市町村には努力義務が法的に規定された。

しかし、47都道府県及び18政令市には1箇所以上の設置が既に行われており、これらの都市においてセンター設置に関しては、現状が追認されたと言える。

また、消費者安全法に定められた重大事故等については、既存法令で通報義務が規定されているものも少なくない。さらに、事業者に対する報告徴収及び立入調査についても、政令市ではそれぞれ消費生活関連条例で規定を設け、その条例に従い報告徴収等を実施している。

都道府県にあっては、国から権限が移譲されている法令及び消費生活関連条例等を連動させて、行政処分も念頭においた施策を展開している。

## (3) 地方消費者行政における課題

センター未設置の市町村にあっては、当面の目的は国の「地方消費者行政活性化事業」による基金の適用が受けられる間に(平成23年度までの予定)センターを設置し、地方消費者行政において大都市の水準に少しでも近づけるようにすることが課題となる。

センター設置済の都道府県及び政令市にあっては、政権交代による国の地方消費者行政の基本方針の変更、新政権の重点公約の一つでもある地方分権の流れ等(消費者行政関連法令の市町村への権限移譲等)を注視しながら、前政権創設の基金終了後の国の地方消費者行政に関する新たな施策に対応できるように対処することが最大の課題である。

#### 4 消費者庁設置後の地方消費者行政の方向性

##### (1) 都道府県の方向性について

都道府県では、従来から多くの消費者行政関連法令を所管しており、厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会等の国の機関とは、必要に応じ密接な連携をとっていた。消費者庁設置後は、消費者庁が国の消費行政の一元的窓口となるが、多くの法令が従来の所管官庁と共管となるため、国との連携関係は基本的には大きな変更はないと考えられる。

しかし、県下の市町村のセンターについては、その位置付けが法的に規定されたことから、都道府県は、新たに消費者庁と各市町村の橋渡し役を担い、市町村への支援を強化していく必要があると考えられる。

##### (2) 市町村の方向性について

市町村では、従来は一部の食品衛生部門を除き、消費者行政関連法令を所管しておらず（買い占め防止法等の非常事態関連を除く）、国との関係も厚生労働省と内閣府のみであった。

消費者庁が、センターの所管官庁として法的に位置づけられた現在、都道府県との関係も再構築されることになる。

今後の消費者行政は、市町村－都道府県－消費者庁という経路が確立されるとともに、各地のセンターが消費者庁の所管する唯一の出先機関として機能させられる可能性も考えられる。

今後消費者庁は、特定の商品に起因する事件・事故で他の省庁の所管に属さない事案については、都道府県及び政令指定都市等へ権限の委任を行い、事業者に対する立入調査・報告徴収を実施させることを予定している。

しかし、人的・財政的基盤の弱い地方自治体がこれらに対応していくためには、国の支援が必要不可欠ではないかと考えられる。

## 5 横浜市における消費者行政の現状と課題

### (1) 消費生活相談

横浜市の消費生活総合センター（以下「センター」）に平成20年度寄せられた消費生活相談件数は、年間23,239件であった。（昭和50年消費者センター開設翌年度の相談件数1,024件の23倍）

その内の74%がセンターからの助言で、相談者自身による自主解決が図れる相談であった。（助言・自主交渉）

また15%が、消費者が商品選択・契約する際に参考となる情報に関する問い合わせであった。（情報提供）

このことは、センターに寄せられる相談の大半が1回から2回の電話で終了することを意味している。＜参考1＞

事業者と相談者の間にセンターが入り仲介をする「あっせん」は、全体の6～7%にあたる約1,600件であった。

この「あっせん」のうち50件が、センターを仲介者として実際に当事者が集まり、話し合う三者面談（事業者、相談者、センター）を実施している。

この三者面談でも解決に至らず、付議案件を満たした場合、相談者の意向を踏まえてはじめて審議会への付託となり、消費者被害救済部会で審理されることになる。

平成20年度は、付託に至る案件はなかった。

消費生活相談においては、相談員の確保と資質向上が基盤となっている。相談業務は、専門的であり事業者との折衝等極めてハードなものであるのにもかかわらず、必ずしも十分な報酬が支払われておらず、本市在住の相談員の中には、よりよい待遇の都市に就職や転職するケースも出てきている。

相談員の待遇改善は、急務であるといえる。

## 消費生活総合センターにおける消費生活相談結果

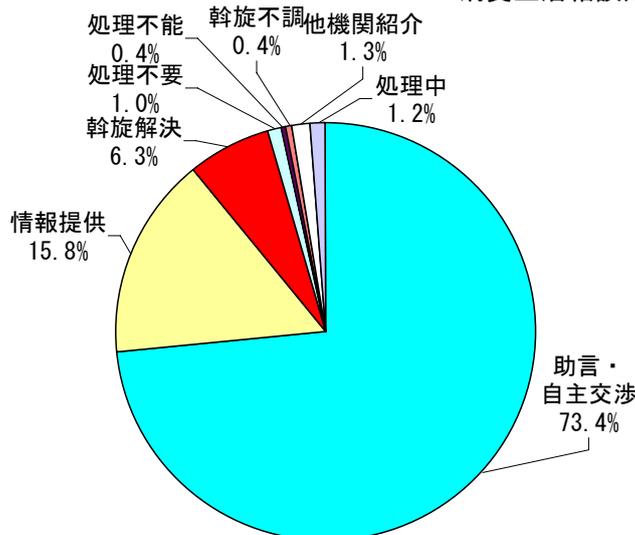
(平成20年度 年間総相談件数)

(単位:件)

年度	助言・自主交渉	情報提供	斡旋解決	処理不要	処理不能	斡旋不調	他機関紹介	処理中	計
20	17,069	3,679	1,459	243	99	103	311	276	23,239

※過年度に受け付けた相談も含めた斡旋解決件数は、1,597件

消費生活相談処理結果



### 消費生活相談の処理結果

結果	意味
助言・自主交渉	消費者トラブルに対して、センターが斡旋の労をとらなくても相談者が自主交渉することで解決する可能性があり、解決方法のアドバイスをしたもの。
情報提供	消費者が商品選択や契約する上での参考となる情報の提供。
斡旋解決	センターが消費者に代わって消費者の意向を伝えるなど、事業者と消費者の話し合いの仲立ちをし、解決する。
処理不要	消費者はセンターの斡旋や自主交渉することを望まないが、センターに情報提供をしたいというもの。
処理不能	消費者と連絡が取れなくなった、事業者が倒産して連絡が取れなくなった等、何らかの物理的理由で処理ができなくなったもの。
斡旋不調	事業者がセンターの斡旋に応じない場合。また、センターが苦情に照らして消費者の被害救済が十分なされていると思われる解決案であっても消費者が拒否した場合。
他機関紹介	消費生活相談の範囲外のものであって、センターではあつせん、アドバイス等の処理をせず、他機関を紹介したもの。
処理中	データ集計時まだ継続して対処している案件。

出典：財団法人横浜市消費者協会 平成20年度 事業のあらまし

## (2) 消費者被害救済

消費者被害の救済は、センターによる情報提供・あっせんから始まる。

(消費生活相談はすべてセンターがまず受け付ける)

これは、センターが消費者の解決に向けて情報提供を行い、(まず消費者の主体的な解決の道を図る) 必要な場合は、消費者の意向を事業者に伝え、その消費者の要望の実現に向けセンターが仲介・交渉に入る。

必要に応じて、消費者、事業者、センターによる三者面談が開かれる。それでも解決しない場合、消費者の意向に基づき消費生活審議会へ付託(審議会によるあっせん・調停) される。

審議会へ付託されるのは、違法性がなく(法令違反が明白な場合はその法令で対処) 消費者と事業者の意見が平行線のままで、要領(※)で規定される付議案件を満たす場合である。

付託の決定は、消費者の付託の申し出に基づいたセンターからの要請により、選定会議が開かれ付託の可否が決定される。**【資料3 参照】**

本市における今までの付託実績は、次の三件である。

- ①「エステティックサロンにおける美容器具及び健康食品の購入に係る紛争案件(あっせん解決)
- ②「学習教材の購入契約に係る紛争案件」(あっせん解決)
- ③「有料老人ホーム入居契約に係る紛争案件」(あっせん・調停不調)

まずは、「あっせん」件数を増やして、あっせん率を上げることも課題であるが、ここ数年、審議会への付託案件がない。付託案件を審議する消費者被害救済部会は、年に1度の年次報告会のみであり、今後は消費者被害救済部会のあり方についての検討が望まれる。

(※) 消費者被害救済部会付託案件の選定及び会議の実施に関する要領

(付議案件)

**第3条** 選定会議に付議する案件は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 横浜市消費生活条例第40条の規定により、横浜市消費生活総合センターにおいて助言その他の措置をとったにもかかわらず、解決することが困難な紛争であること。
- (2) 市民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又及ぼすおそれのある紛争であること。
- (3) 当該案件について紛争当事者から訴訟が提起されていないこと。

### (3) 事業者指導

横浜市の事業者指導では、消費生活条例及び同規則に基づき「指導」「勧告」「公表」を行っている。

「指導」は、センターに寄せられた消費生活相談データに基づき文書により事業者に対してその営業方法等についての指導を行う。(平成20年度は5件実施)

「勧告」は、「指導」を行ったにもかかわらず従わなかった場合、あるいは「指導」そのものを実施していなくても、センターに悪質な消費生活相談が多数寄せられた場合等明らかな違反行為が認定された時に行い、必要に応じて記者発表等の情報提供を行う。(平成20年度は1件、記者発表も実施)

「公表」は、「勧告」を行ったにもかかわらず従わずに不当な取引行為を繰り返したり、条例に基づく報告要求・立入調査を拒んだり、また虚偽の報告をした場合や「勧告」は行っていないが不当な取引行為を行っていることが明白でその被害が急速に拡大する恐れがある場合、事業者名等を公表する。(未実施)

なお、これらとは別にあっせんや、事業者の来訪など事業者と接触する機会に営業方法などを注意する「口頭注意」がある。(平成20年度は33件実施)

### (4) 消費者教育

横浜市における消費者教育は、「学校における消費者教育推進研究会(昭和62年度～平成2年度)」設置にはじまり、「消費者教育情報誌NICE」の市内小、中、高校への配布さらにそのWeb化へと進んでいった。

また、市内全教員を対象とした「消費者教育ライブラリー」(ビデオ200本、図書約20冊ほか)の貸出を行い学校における教材の提供を推進している。

市立学校については、各種資料を定期的に送付している。

その他、センターにおける各種啓発事業を行っている。

今後は、新たな悪質商法の手口についての情報提供のあり方を市として検討する必要があると考えられる。また、どのように全地域、全年齢、全職種に

消費者教育を行き渡らせるかが課題である。

特に、食品安全教育においては、消費者の年齢による意識の違い（若者は賞味期限・消費期限を絶対視するが、一定の年代以上の消費者は自身の五感を信じる等年代による食品安全意識の違い）が大きいことを踏まえると課題と考えられる。

#### （５）消費生活推進員

消費生活推進員は、昭和４０（１９６５）に消費経済課新設とともに設置された「消費生活モニター制度」が昭和５０（１９７５）年「消費生活コンパニオン制度」に変わり、その後昭和５６（１９８１）年に「消費生活推進員制度」として生まれたものである。

その目的は「消費生活に関する知識の普及及び消費者の自主的な活動を推進するとともに、市が実施する消費生活に関する施策への協力そのほかの活動を行う（横浜市消費生活条例第１６条第２項）」ことにより、消費者の主体的な活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることである。

その募集は区ごとに行い、自治会・町内会からの推薦と公募で行っている。

その活動範囲は、原則として地区連合町内会とし次のような「地区活動」を行っている。

- ① 消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発に関する活動
- ② 消費者と事業者との交流促進に関する活動
- ③ 消費生活に関する調査活動

また、その他の活動として、推進員相互の情報交換、研修への参加、市が行う消費者行政に対する協力がある。

消費生活推進員は、相談員とは異なり直接消費生活相談にのることはできないが、相談を受けた場合は、消費生活総合センター等の相談機関を紹介するなどの対応を図っている。

消費生活推進員は、限られた範囲の中で活動しているため（活動内容が限定されている）、消費者団体等と連携を図り裾野を広げた活動を行うべきと考えられる。また、悪質商法に関する法律が複雑化・高度化する中で役

割の明確化も含めた検討が必要である。

(6) 消費生活総合センターの運営

消費生活センターは、現在、その全ての業務が指定管理者制度の対象となっているが、消費生活相談や商品テスト、普及啓発業務などは、消費者に対する責任関係などから、本来、市が直接行うべき性質の業務とも考えられ、そのあり方の検討が課題である。

## 6 横浜市の消費者行政の姿

国による地方消費者行政強化のための「消費者行政活性化基金」等による支援は、当面3か年とされ4年目以降は未定である。しかし、地方の消費者行政の現状を見ると4年目以降についても、国からの地方への支援は必要不可欠である。今後は、地方主権を基本とした国、都道府県、市町村それぞれの責務・権限を考慮した上で、行政、事業者、消費者の担うべき役割を検討していく必要がある。

### (1) 横浜市の推進すべき消費者行政の基本方針

本市の消費者行政は、平成8年制定の横浜市消費生活条例に基づき多くの施策が実施されてきた。

今回、消費者安全法施行により、市町村の消費者行政の位置付けが明確にされ、従来の条例に基づく施策に加え、新たに法令に基づく施策が展開することが可能となった。しかし、条例の基本方針は国際的に認知されている「消費者の権利」に基づいた理念により構築されており、同様に消費者安全法もその理念の上に制定されたものであるため、大きな基本方針の変更はないと考えられる。

しかし、従来条例等により任意に地方自治体の自治事務として扱われていた消費生活相談業務等が、法令に基づく事務（消費者安全法第8条第2項）とされるなど、業務の位置付けが変わったことにより、条例においても見直しが必要となってくることが考えられる。その際には、昨今議論されている「成年年齢問題」も踏まえて、自分で十分判断出来ない若者に対する、一定の解除権を与えるような制度の検討も課題となってくる。

市民生活において最も重要な基本的条件の一つとして、消費者の安全・安心の確保があげられる。商品・サービスに関する「安全」が確保され、「安心」して消費ができることが、消費者の権利の第一である。

そのために、従来は、条例の上位にある国の法令が優先されるという法の趣旨に基づき、各種法令（食品衛生法、JAS法、消費生活用製品安全法等）でまず国や都道府県等が消費者の安全・安心の確保に努め、法令で対処出来ない部分について、はじめて本市の消費生活条例を適用することとしていた。

しかし、国に消費者庁が設置され、これらの法令が、ともすると対立しがちな所管官庁から消費者行政の司令塔である消費者庁に移管・共管されたことにより、地方自治体においても、従来の所管課の枠にとらわれず関連部署間での連携を強化し、消費者行政の推進に努めるべきと考える。

そこで、地方自治体においても、その地方自治体の消費者行政にふさわしい専管部局を設置することが望まれる。

## (2) 横浜市の今後の消費者行政の姿

### ア 行政の今後果たすべき役割

本市では、平成10年に手狭になった教育文化センター（関内）から、港南区（上大岡）にセンターを移設した。

港南区（上大岡）は、地理的に必ずしも市の中心部とは言えないが、消費生活相談の95%以上が、電話相談であり、所在地は必ずしも大きな妨げとはなっていないと言えよう。

しかし、消費生活相談においてはセンターへの物理的な距離よりも、精神的距離が問題となろう。電話や出張相談等に親身に対応して解決してくれる消費者の安心・安全を真に守るセンターとなるべきである。

そのためには、まずは電話相談を充実させるとともに、市民の要請に応じて各区役所やケアプラザ等に出向いて相談を受ける体制の強化およびその周知が必要不可欠と考えられる。その中でも特に高齢者及び障がい者には、特段の配慮が必要である。

また、相談はあくまでも事後処理であり、でき得ることなら事案が発生する前に消費者教育・啓発事業の充実により被害の未然防止が実現されることが望ましい。

さらに本市の消費者行政の充実を図るためには、たとえ消費者行政における法的権限が乏しい地方自治体であっても、関連する業務を行っている部署間での協調・連携を密接に行い、その地方独自の条例・規則を駆使して消費者行政を行っていくことが重要である。

特に、消費者の安全・安心の確保にあっては、行政部門が単独で施策を展開するのではなく、事業者、消費者が協力し合う三位一体の連携が必要となる。

### イ 事業者が担うべき役割

事業者が担うべき役割は、まずは商品や役務に関する情報の開示を行うことである。

消費者基本法で事業者の責務の一つとして「消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること」が明確に謳われていることから言える。

また、特商法、割賦販売法等をはじめとした関連法令を遵守することは法律の規定を待つまでもない。

さらに、事業者は遵守すべき自主的な基準を自ら定め、事業者団体として自主的な取り組みを行うことにより、業界全体のレベルアップを図り、悪質業者の活動ができなくなるような状況を生み出すことが望ましいと考えられる。

それが、消費者立場にたった考え方ー消費者指向的考え方を事業者が持つことーとなるのではないかと思われる。

#### ウ 消費者が負う役割

消費者は、行政、事業者に比べ弱い立場にある。

しかし、複雑多様化する消費生活に関して必要な知識を習得し、必要な情報収集をするなど、自ら必要な情報の取得に努めることも必要である。

これは、消費者が自らの利益の擁護・増進ために自主的・合理的に行動するべきという消費者基本法の理念にも合致している。また、それができるような自立支援がなされることも重要である。

また、消費者はむやみに超低価格商品に走らず、事業者が適正な事業者活動を行えるために、適正な価格の商品の購入に努めることが、ひいてはデフレの進行を抑制する一助にもなるのではないかと思われる。

そのために、消費者は自ら主体的活動（協働事業への参加や消費生活推進員としての活動等）を行っていく必要があると考えられる。

## 【あとがき】

消費者庁設置に伴う地方消費者行政の充実に係る検討の中心は、消費生活相談窓口の適正化であると考えられる。

消費生活相談件数の増加、相談内容の複雑多様化が進むのに対し、地方消費者行政部門の予算・人員の削減により各地の消費生活相談窓口は疲弊しており、それを打破し、適正な消費生活相談窓口として機能するための様々な方策が現在検討されている。しかし、今回の消費者庁の拙速な設置等の国の状況を背景にその内容はいまだに流動的である。

そのような状況も踏まえつつ、まずは消費生活相談員の待遇改善等が喫緊の問題である。そもそも相談員が、非常勤で良いのかも含めて原点に戻って検討する必要がある。

さしあたり、相談員の待遇改善が急務である。(少なくとも市内在住の相談員の市外流失に対する対策を検討することが急務ではないか)

そのためにも、相談担当の専任職員のセンターへの配置等センターと所管課との連携を深めることが必要と思われる。

消費者庁設置後の消費者行政は、消費生活相談業務に限らず、センターと所管課との連携体制の強化が何よりも必要不可欠であるが、消費者部・局といった新たな組織への見直しも視野に入れ、全国一の規模を有する政令指定都市にふさわしい政策のあり方とは何かについて、真っ先に救わなくてはならない高齢者や障がい者を確実に救える消費生活相談体制の充実、被害未然防止のための必要な啓発、基礎的な消費者力を高めるための消費者教育、原因究明も補完できる商品テスト、ユニークな協働事業の推進、効果的な消費生活推進員の運用等について、センターの指定管理者制度の適用の可否も含めて、消費者庁の地方消費者行政のあり方の検討の動きを見つつ検討していくことが必要である。

# 消費者行政における国、県、市の役割（平成21年度現在）

国・消費者庁（平成21年9月設置）

所管・共管法令 29

法の制定、法律による規制行政の実施

【表示】（6法令）

- ①景品表示法
- ②JAS法（農水から表示について一部移管）
- ③食品衛生法（厚労省から表示について一部移管）
- ④健康増進法（厚労省から表示について一部移管）
- ⑤家庭用品品質表示法（経産省から表示等一部移管）
- ⑥住宅の品質確保の促進等に関する法律（国交省と表示共管）

【取引】（8+4法令）

- ①消費者契約法
- ②無限連鎖講防止法
- ③特定商品預託法
- ④電子消費者契約法（内閣府所管部分について移管）
- ⑤特定商取引法（経産省から企画、執行を移管）
- ⑥特定電子メール法（総務省から措置命令等移管）
- ⑦金融商品販売法（金融庁の所管に加わる）
- ⑧出資法
  - ・貸金業法 企画立案は共管
  - 業法 ・割賦販売法 登録検査処分は各省庁
  - ・宅建業法 処分の勧告権を持つ
  - ・旅行業法 処分の事前協議を受ける

【安全】（5法令）

- ①製造物責任法
- ②食品安全基本法（食品安全委員会を除き移管）
- ③消費生活用製品安全法（重大報告・公表制度を移管）
- ④食品衛生法（厚労省と安全基準の策定協議）
- ⑤有害物質家庭用品規制法（同上）

【社会の構築等に関する法律】（8法令）

- ①国民生活安定緊急措置法（内閣府所管部分について移管）
- ②買い占め及び売り惜しみ防止法
- ③物価統制令
- ④消費者基本法
- （⑤国民生活センター法）
- ⑥個人情報の保護に関する法律
- ⑦公益通報者保護法

神奈川県 所管法令25

規制行政（特別法および条例による）  
支援行政（条例による）

県民部 消費生活課（12法令）

- 消費者基本法、消費者契約法
- （特定商取引法）、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法、（割賦販売法）、
- （景品表示法）、（電子消費者契約法）
- 公益通報者保護法（一部）
- 国民生活安定緊急措置法、買い占め及び売り惜しみ防止法、物価統制令

国と都道府県が所管している法令（5法令）

- 環境農政部 農業振興課
- JAS法
- 商工労働部 金融課
- 貸金業
- 他 3法令

同一都道府県内は国とほぼ同じ権限を有する。

都道府県と市町村が所管している法令（8法令）

- 県民部 情報公開課
- 個人情報の保護に関する法律
- 保健福祉部 生活衛生課
- 食品安全基本法
  - 食品衛生法（政令市）
- 他 5法令

横浜市 所管法令14

一部の規制行政（一部の特別法による）  
支援行政（条例による）

消費経済課（7法令）

- 消費者基本法 【社会の構築等に関する法律】④
- 消費者契約法 【取引】①
- 家庭用品品質表示法 【表示】⑤
- 消費生活用製品安全法 【安全】③
- 国民生活安定緊急措置法、買い占め及び売り惜しみ防止法、物価統制令 【社会の構築等に関する法律】①②③

その他の部署（7法令）

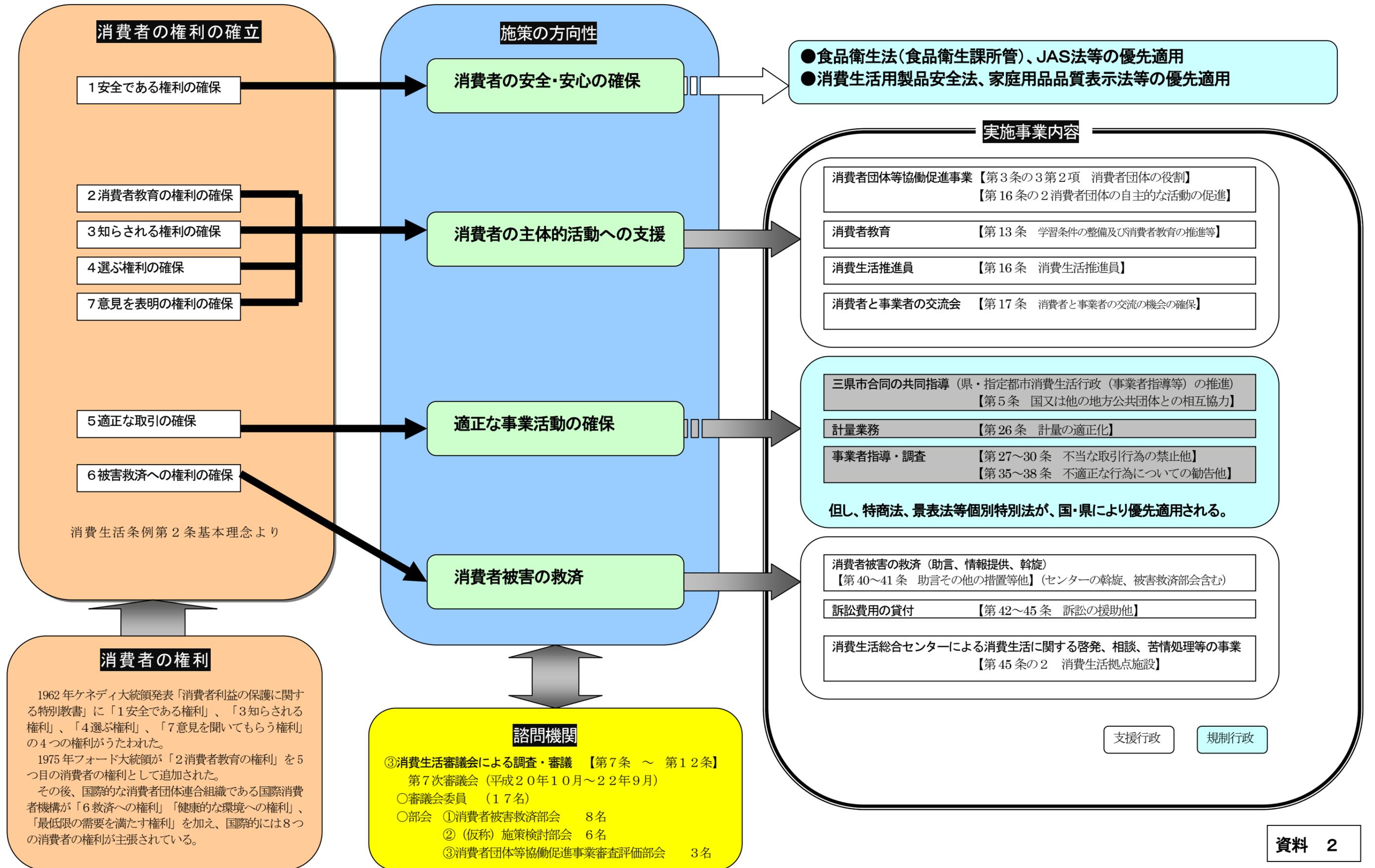
- 市民情報室
- 個人情報の保護に関する法律
- 食品衛生課・食品安全課
- 食品安全基本法、
  - 食品衛生法、有害物質家庭用品規制法
- 他 4法令

国と都道府県が所管している法令（同一都道府県内は国とほぼ同じ権限を有する）

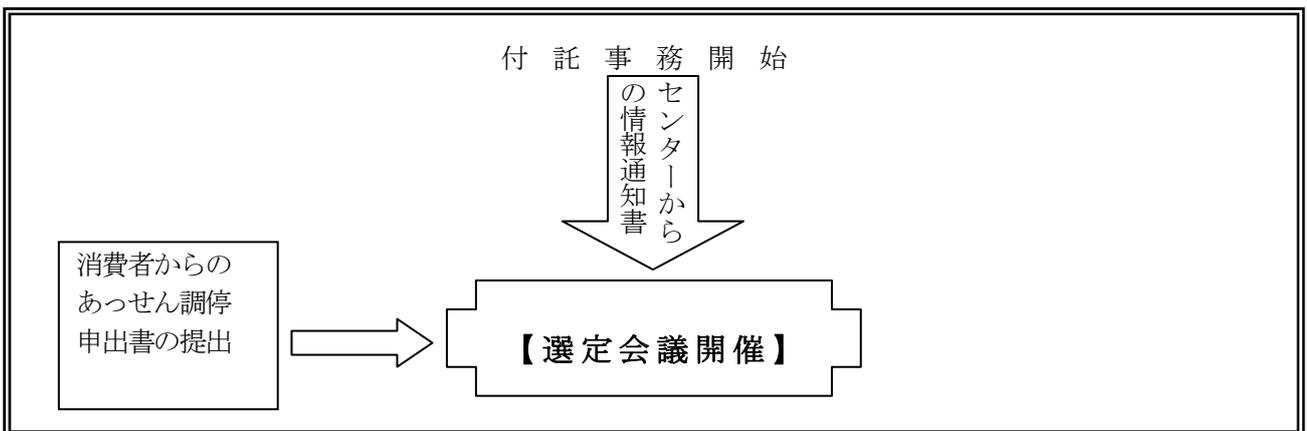
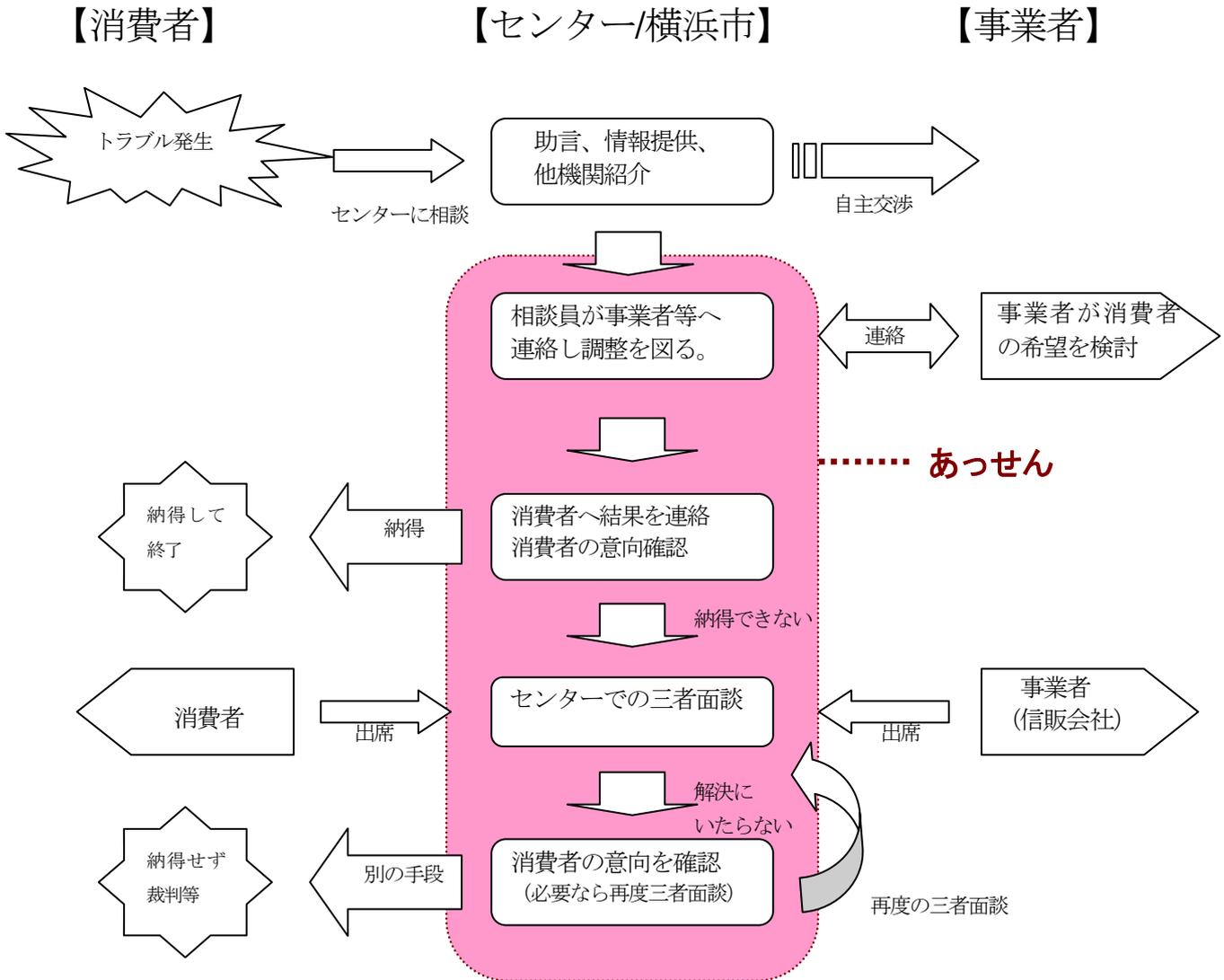
国、都道府県、市町村と順番に権限が委譲されているもの

都道府県と市町村が所管している法令（同等権限をもつ）

# 横浜市の消費者施策の現状



## 消費生活相談の流れ



(付議案件)

第3条 選定会議に付議する案件は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 横浜市消費生活条例第40条の規定により、横浜市消費生活総合センター（以下「センター」という。）において助言その他の措置をとったにもかかわらず、解決することが困難な紛争であること。
- (2) 市民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又及ぼすおそれのある紛争であること。
- (3) 当該案件について紛争当事者から訴訟が提起されていないこと。

《消費者被害救済部会付託案件の選定及び会議の実施に関する要領より》

# 消費者庁設置（消費者庁設置関連法成立）の影響について

## 消費者庁設置関連法

## 横浜市の現状

従来、地方公共団体の自治事務として法令で規定されていなかった消費者行政が、国及び地方公共団体の責務として、具体的に法令で規定される。

- 【責務】「国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（消費者安全法第4条）」
- 【事務】 1 苦情相談、あっせん、情報提供が行うべき事務と規定される。（同法第8条第2項）  
2 重大事故等が発生した場合は、直ちに内閣府に通報する義務が生じる。（同法第12条第1項）  
3 事業者に対する報告徴収、立入調査が法定受託事務化される。（同法第22・23・24条）

消費者行政は、消費生活条例を定めて（平成8年制定）実施している。

- 【責務】市は、市民の安全で快適な消費生活の実現を図るため、経済社会の進展に対応した総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。（消費生活条例第3条）
- 【事務】 1 消費者の主体的活動への支援（同条例第3章）  
2 適正な事業活動の確保（同条例第4章）  
3 消費者被害の救済（同条例第5章）

## 【市町村の業務】

### 苦情処理・紛争解決

- 消費者安全法（第8条第2項）で市町村の行うべき事務を規定。
- ①消費者からの苦情相談に応じること。
  - ②消費者からの苦情処理のためにあっせんを行うこと。
  - ③必要な情報を収集、及び住民への情報提供を行う。
  - ④都道府県との消費者事故発生等の情報交換を行う。その他附随する事務。
- 都道府県は、消費生活センターの法的設置義務があるが、市町村は設置努力義務とされており、センターを設置しなくても①から④の業務を行い、政令で定める基準に適合すれば良い。（同法第10条）

### 消費者安全法

（消費生活センターの設置）  
第十条 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。

（消費生活センターの設置）  
第十条 2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。

### （消費生活センターの事務に従事する人材の確保等）

第十一条 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターに配置された相談員の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、相談員その他の消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

### 苦情処理・紛争解決

- 横浜市では消費生活総合センターを設置（昭和49年設置）して実施。
- ①苦情相談に応じること。「年間25,704件（19年度）」
  - ②あっせんを行うこと。「年間約1,800件 全相談の7%（19年度）」
  - ③住民への情報提供。「年間4,396件 全相談の17%（19年度）」
  - ④県との情報交換。「年間10回の会議開催等（19年度）」

### 政令で定める内容

消費生活相談を行う機関  
もしくはセンターの基準

### 消費者事故情報の通報（食品・製品・施設安全）

- 政令で定められた重大事故等（同法第2条第6号）の情報を得た後直ちに内閣府に内閣府令によりその概要、内閣府令で定める事項を通知しなければならない。（同法第12条第1項）
- 政令で定められた消費者事故等の発生情報を得た後①被害が拡大する②同種若しくは類似の消費者事故等が発生する恐れがある場合は、府令に従い通知する。（同法第12条第2項）
- 情報通知義務は、他の法令で行政機関の長、都道府県知事、市町村長等への通知報告義務が規定されている場合は除かれる。（同法第12条第3項）食中毒、製品からの出火等が該当。

### 政令で定める内容

- 消費者事故、重大事故の定義
- 重大事故情報通知概要
- 消費者事故情報通知概要
- その他

### 消費者事故情報の通報（食品・製品・施設安全）

「横浜市では、食品は食品衛生法で、製品出火は消防法で、施設安全は建築基準法に従い、それぞれの所管部署が所管官庁へ通報している。」

### 報告徴収・立入調査（法定受託事務）

- 都道府県及びセンターを置く市町村長にあっては、報告徴収、立入調査、物品集取を行うことができる。（同法第22条第1項、23条第2項）
- ただし、上記は法定受託事務とされており、具体的な内容は政令で規定される。（同法第24条）

### 政令で定める内容

- 市町村長へ移譲された権限に属する事務
- 報告徴収、立入調査等の対象
- 時期及び期間
- 報告内容等

### 報告徴収・立入調査

○事業者への勧告のための報告徴収・立入調査を消費生活条例で規定している。

### 報告徴収・立入調査

○食品衛生法、消防法等の規定に従い報告徴収・立入調査を実施している。

## 審 議 経 過

開催日	主な審議事項
平成20年12月18日	<b>【第7次第1回消費生活審議会】</b> (1) 会長・副会長の選出について (2) 第7次消費生活審議会の運営について (3) 消費者被害救済部会委員の選出について (4) 専門部会について (5) その他
平成21年4月24日	<b>第1回 施策検討部会</b> (1) 部会長選出及び部会名決定 (2) 国及び横浜市における消費者行政の状況 (3) 部会スケジュールについて
7月1日	<b>第2回 施策検討部会</b> (1) 消費者庁設置関連法の成立について (2) 横浜市の消費者行政についての審議会委員意見について (3) 短期的提言について (4) その他
8月5日	<b>第3回 施策検討部会</b> (1) 全審議会委員の意見について (2) 短期的提言案について1 (3) その他
9月11日	<b>第4回 施策検討部会</b> (1) 短期的提言案について2 (2) その他
11月12日	<b>第5回 施策検討部会</b> (1) 審議会委員意見について (まとめ) (2) 短期的提言案について 3 (3) 長期的提言案について (4) その他
平成22年2月2日	<b>第6回 施策検討部会</b> (1) 審議会委員意見について (まとめ) (2) 「今後の横浜市の消費者行政の在り方について (提言)」について (3) その他

## 「今後の横浜市の消費者行政の在り方について」 (短期的提言)

### 1 短期的提言の位置づけ

国は、消費者行政の一元化の推進を図るため、消費者庁設置に先立ち、基金造成による地方消費者行政活性化事業に着手した。

基金では、今後3年程度を地方消費者行政の“集中育成・強化期間”と位置付け、この期間に地方公共団体が取り組む消費生活相談窓口強化等の事業に対して、集中的に支援を行うことを主要な目的とした。

本提言は、国の地方消費者行政の活性化に向けた取組を受けて、今後の横浜市における消費者行政施策についてどうあるべきか横浜市消費生活審議会が、短期的（平成22年度から数年）見地から提言するものである。

### 2 横浜市が行うべき消費者行政について

今後、数年の間に横浜市が、行うべき消費者行政に関する施策について、それぞれ課題別に提言する。

#### (1) 消費生活総合センターについて

##### ①相談体制

- 相談員の資質向上のための支援策を実施する。
- 相談員の人材育成のための養成事業を実施する。
  - ・現在は、即戦力として経験者重視であるが、必ずしも経験がなくてもセンターに採用されてから育成されるという体制で、幅広い人材を対象に出来るようにすべきと考える。
  - ・センター実施の出前講座等の事業費予算を増額するとともに、実施のための人員体制の強化を併せて図る。

##### ②相談員

- 相談員の待遇改善は、急務であると同時に長期的展望も必要であると考えられる。
- 相談員の確保と資質向上は、消費者行政の基盤であり、相談員の安定した雇用を実現するべきではないか。
  - ・相談業務は、専門的であり事業者との折衝等極めてハードなものであるのに関わらず、それに見合う十分な報酬が支払われていない。基金を活用して国民生活センターや都市部のセンター相談員の待遇水準にできるだけ近づけるようにする。

##### ③商品テスト

- 市民への情報提供の充実や消費者団体や他機関との連携の強化を行う等の体制の検討を行い、商品テストの強化の必要がある。
  - ・学校関係者等を対象とした簡易テスト教室等の充実を図る。
  - ・独立行政法人製品評価技術基盤機構や国民生活センターの商品テスト部門及び市内大学機関等との連携検討。
  - ・商品テストの機能を充実させるため必要な機器の更新が行えるような措置も検討。

#### ④指定管理制度

○制度のセンターへの適用についての検討を実施する。

- ・あっせん、相談等の消費者被害救済業務は、指定管理制度にはなじみにくい。
- ・事業者指導、消費者教育などは、その業務の性質から行政が自ら行うことが望ましい。

#### ⑤今後の方針

○センター機能強化策の実施を行う。

- ・国では、人口割合に応じたセンターの設置を議論したこともあるが、本市は、交通利便性が高い都市部にあり、必ずしも単純な人口に比例したセンターを配置する必要性はなく、むしろ、センターの機能強化充実策を検討すべきだ。
- ・センターから遠く離れた地域では、現在のセンターを補完するような新たなセンターの設置を検討する。あるいは、それらに代わる制度（区役所やケアプラザ等への出張相談等）の充実を図り、障がい者・高齢者が円滑に相談できるようにする必要がある。

### （２）食品安全について

○食の安全についての対応強化の検討を行う。

- ・食の安全について庁内の連携体制を早急に整えるべきである。
- ・消費者庁設置後もすべての食の安全施策が、一元化されるわけではない。むしろ市においては総合的に対応することができる可能性がある。
- ・消費者の年齢等により意識が大きく異なるため、消費者の特性に応じた食品安全教育を行うべきではないか。

### （３）消費者教育・啓発について

○消費者教育の充実及び啓発事業の強化の実施を検討する。

- ・新たな手口についての情報提供の在り方を、市として検討する必要がある。
- ・雇用環境が悪化している現在、内職等に関連した悪質商法のターゲットになっている人たちに対して、消費者金融・ヤミ金等の情報を提供する。
- ・教育の場や消費者リーダー層に対して、消費者としての実態を疑似体験し見識を深めて啓発につなげる必要がある。
- ・全地域、全年齢、全職種に行き渡る消費者教育の基盤づくりを行う必要がある。
- ・若年層・高齢者を対象とした消費者教育の強化充実。
- ・事業者及び市の他部局、社会福祉関係団体等への出前講座の実施。

### （４）消費生活推進員について

- ・推進員は、限られた地域の中から選出されており、消費者団体等の同じような活動を行っているボランティアの人たちと連携し裾野を広げた活動を行うべきである。
- ・研修を受け、その内容を地元で周知して行くには、適正規模が必要となる。悪質商法に関する法律の複雑化・高度化が進んでいる中、推進員の役割の明確化も含めて今後検討していく必要がある。
- ・横浜市は300万人都市であり、隅々まで啓発等を行き渡らせるのは難しい。その一つの手法として推進員の存在があるのなら、長期的展望を踏まえてじっくり人数

の適正化も含めて検討していく必要があるのではないか。

- ・国では消費者庁が設置され、不当な取引等の従来の消費者被害に加え、食育などの問題も取り上げており、一元化を図ろうとしている。本市においても推進員と他の委嘱委員の担当分野を整理調整して、新しい仕組みも考えながら検討する必要があるのではないか。
- ・推進員及び各区の地域振興課の役割の見直しを検討する必要があるのではないか。

## (5) その他

- ・センターの相談を消費生活相談に特化せず、すべての相談を市民相談として受け、その内容によってそれぞれ相談先を振り分けていくような体制も考えられる。
- ・県、近隣市町村との情報の共有化を図り、問題の先取りに努め、早期の対応を目指して行くべきである。
- ・センターは、主に消費者契約トラブルを中心に行っていたが、今後は消費者事故対応関連の体制拡充にも力を入れて行く必要がある。
- ・消費者安全法に基づく消費者事故等の通報については、解釈の指針等概念上の整備はできているが、実際の具体的な事例を当てはめていくことが難しく、自治体は法令規則等に該当するものはすべてあげていくという傾向が見られる。今後の様子を見ても良いが、必要によっては長期的提言に盛り込むことも考えるべきだ。
- ・消費者問題に幅広い人材を、活用出来るような工夫を検討する必要がある。
- ・専門知識を持った人材を個別ではなく組織的に活用できるようにする。人材バンク的（例：相談員と推進員との位置付けの人材）な仕組みを検討する必要がある。
- ・成年年齢問題を踏まえ、自分で十分判断できない若者に対する、一定の解除権を与えるような制度の検討。（長期も視野に入れる）

## 3 長期的提言に向けて

横浜市消費生活審議会では、国の地方消費者行政活性化基金の活用を見据えた短期的提言を行うとともに、その先の5年後・10年後を見渡した「今後の横浜市の消費者行政の在り方について」長期的提言も今後審議していく予定である。

最終提言では、今後の横浜市における消費者行政のあるべき姿を、その施策内容及び実施体制・組織等について触れていきたい。

平成21年10月  
第7次横浜市消費生活審議会  
(施策検討部会)

# 消費者安全法

## 目次

- 第一章総則（第一条—第五条）
- 第二章基本方針（第六条・第七条）
- 第三章消費生活相談等
  - 第一節消費生活相談等の事務の実施（第八条・第九条）
  - 第二節消費生活センターの設置等（第十条・第十一条）
- 第四章消費者事故等に関する情報の集約等（第十二条—第十四条）
- 第五章消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第十五条—第二十二条）
- 第六章雑則（第二十三条—第二十六条）
- 第七章罰則（第二十七条—第三十条）
- 附則

## 第一章総則

### （目的）

**第一条** この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

### （定義）

- 第二条** この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。
- 2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあつては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）をいう。
- 3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。
- 4 この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。
- 5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
- 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であつて、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）
  - 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
  - 三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であつて政令で定めるものが事業者により行われた事態
- 6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
- 二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

#### (基本理念)

- 第三条** 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。
- 2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。
  - 3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう行われなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

- 第四条** 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念（以下この条において「基本理念」という。）にのっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費生活について専門的な知識及び経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。
  - 3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者事故等に関する情報の開示、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。
  - 4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、施策効果（当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。第六条第二項第四号において同じ。）の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）、第十条第三項に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関（消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条各号に掲げる機関をいう。）、保健所、病院、消費者団体その他の関係者の間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。
  - 6 国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動、消費生活に関する教育活動その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

#### (事業者等の努力)

- 第五条** 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する消費者安全の確保に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 消費者は、安心して安全で豊かな消費生活を営む上で自らが自主的かつ合理的に行動することが重要であることにかんがみ、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活にかかわる事項に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。

## 第二章基本方針

#### (基本方針の策定)

- 第六条** 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 消費者安全の確保の意義に関する事項
  - 二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項
  - 三 他の法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項
  - 四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項
- 3 基本方針は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、及び消費者委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### （都道府県知事による提案）

- 第七条** 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更（変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。）をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。
  - 3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

### 第三章 消費生活相談等

#### 第一節 消費生活相談等の事務の実施

##### （都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施）

- 第八条** 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。
- 一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。
  - 二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。
    - イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応じること。
    - ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。
    - ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であって、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
    - ニ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
  - 三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
  - 四 前三号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。
- 2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。
- 一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
  - 二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあっせんを行うこと。

- 三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- 四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- 五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

#### (国及び国民生活センターの援助)

**第九条** 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

### 第二節消費生活センターの設置等

#### (消費生活センターの設置)

**第十条** 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。

- 一 第八条第一項第二号イの相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。
  - 二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
  - 三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。
- 一 第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させるものであること。
  - 二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。
  - 三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は前項の施設又は機関（以下「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

#### (消費生活センターの事務に従事する人材の確保等)

**第十一条** 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターに配置された相談員（前条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の適切な処遇、研修の実施、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、相談員その他の消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

### 第四章消費者事故等に関する情報の集約等

#### (消費者事故等の発生に関する情報の通知)

**第十二条** 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。
- 3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- 一 次のイからニまでに掲げる者であつて、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの
    - イ 行政機関の長内閣総理大臣
    - ロ 都道府県知事行政機関の長
    - ハ 市町村長行政機関の長又は都道府県知事
    - ニ 国民生活センターの長行政機関の長
  - 二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）
  - 三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者（前二号に該当する者を除く。）
- 4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

#### （消費者事故等に関する情報の集約及び分析等）

- 第十三条** 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者委員会に報告するものとする。
  - 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果を公表しなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、国会に対し、第一項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

#### （資料の提供要求等）

- 第十四条** 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。
- 2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

### 第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

#### （消費者への注意喚起）

- 第十五条** 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。
  - 3 独立行政法人国民生活センター法第四十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

#### (他の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求)

**第十六条** 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

#### (事業者に対する勧告及び命令)

**第十七条** 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生(以下「重大消費者被害の発生又は拡大」という。))の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。)又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の命令の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしようとするとき又は前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしたとき又は第三項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

#### (譲渡等の禁止又は制限)

**第十八条** 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合(重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要な限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。)を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務を使用することを禁止し、又は制限することができる。

2 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至ったことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなったと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による禁止若しくは制限をしようとするとき又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部を解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による禁止若しくは制限又は第二項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示して行う。

#### (回収等の命令)

**第十九条** 内閣総理大臣は、事業者が前条第一項の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他当該商品等による重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (消費者委員会の勧告等)

**第二十条** 消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な勧告をすることができる。

2 消費者委員会は、前項の規定により勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

#### (都道府県知事による要請)

**第二十一条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができる。この場合においては、当該要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請（以下この条において「措置要請」という。）を受けた場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に同項の書面を回付しなければならない。

3 前項の規定による回付を受けた大臣は、内閣総理大臣に対し、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施することとするときはその旨を、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施する必要がないと認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当該措置要請をした都道府県知事に通知しなければならない。

#### (報告、立入調査等)

**第二十二条** 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により立入調査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第六章 雑則

#### (権限の委任)

**第二十三条** 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による権限その他この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 前項の規定により消費者庁長官に委任された前条第一項の規定による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うことができる。

#### (事務の区分)

**第二十四条** 前条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(内閣府令への委任)

**第二十五条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

**第二十六条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

**第七章 罰則**

**第二十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第十八条第一項の規定による禁止又は制限に違反した者
- 二 第十九条の規定による命令に違反した者

**第二十八条** 第十七条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第二十九条** 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第二十七条及び第二十八条一億円以下の罰金刑
- 二 前条同条の罰金刑

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第号）の施行の日から施行する。  
(検討)
- 2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、前項に定める事項のほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

- 4 地方自治法の一部を次のように改正する。  
別表第一に次のように加える。

消費者安全法（平成二十一年法律第号）

第二十三条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

理由

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 第7次横浜市消費生活審議会委員名簿 (平成22年2月17日現在)

No	所属 部会	委員氏名	所 属
1	△	いそむら ひろこ 磯村 浩子	(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費生活研究所所長
2	□	いとう ひであき 伊藤 秀秋	(社)日本訪問販売協会 専務理事
3	△	おおおか ひでみ 大岡 秀海	(社)日本通信販売協会 専務理事
4	▲	こすげ みつよし 小菅 光良	(社)横浜市工業会連合会 会長
5	△	すずき よしひと ○鈴木 義仁	横浜弁護士会
6	▲	すみだ みほこ 角田 美穂子	一橋大学大学院 法学研究科 准教授
7	△	だいご たつや 醍醐 辰也	(社)日本クレジット協会 常務理事
8	▲	つのだ まりこ ◎角田 真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科 准教授
9	△	つるおか れいこ 鶴岡 玲子	横浜市消費生活推進員 代表
10	▲	とりごえ けいこ 鳥越 恵子	市民委員
11	△	はっとり たかこ 服部 孝子	横浜市消費者団体連絡会 事務局長
12	△	ひらかわ かねひろ 平川 兼寛	横浜商工会議所
13	▲	まつざき よしこ 松崎 嘉子	横浜市生活協同組合運営協議会 代表
14	□	まつばぐち れいこ 松葉口 玲子	横浜国立大学教育人間科学部 准教授
15	□	みやた たかお 宮田 隆男	横浜弁護士会
16	▲	よこやま としお 横山 敏男	家電製品PLセンター センター長
17	△	よこやま みちこ 横山 美智子	消費者サポート横浜会

敬称略：五十音順

消費者代表

事業者代表

学識経験者

◎ 会長

○ 副会長

△救済部会

▲施策検討部会

□協働(審査評価部会)

8名 部会長 鈴木 義仁

6名 部会長 角田 真理子

3名 部会長 松葉口 玲子



「今後の横浜市の消費者行政の在り方について」  
(提言)

平成 22 年(2010) 3月

横浜市消費生活審議会  
横浜市経済観光局消費経済課  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1